

かんしん

感震ブレーカー等 設置推進事業

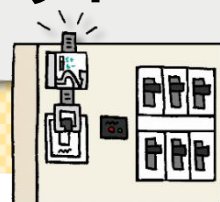
令和5年
7月3日(月)
受付開始



ええ!!
地震の後は、
通電火災
っていう火事が
起きやすいの!?

地震後の停電が
復旧した後は、電気が原因の
火事が起きやすくなります。

でも、「**感震ブレーカー**」で
地震後の火事を予防できます!
しかも、焼津市から**補助金**が出ます!



感震ブレーカー

かんしん
感震ブレーカーとは?

震度5強以上の地震を感知すると、分電盤のブレーカーを強制遮断して電源を止める装置です。これをつけることで、「通電火災」を予防できます。

補助内容：業者に依頼して感震ブレーカー（電気工事が必要な分電盤タイプ）を設置する世帯に対して、予算の範囲内において補助金を交付します。

補助上限：感震ブレーカーを設置する費用の3分の2（上限2万円）

対象者：焼津市内に家を持つ又は居住する世帯
（過去にこのサービスを使った世帯を除く）

申請期限：令和6年1月31日（水）

★詳細は裏面をご確認ください。

★申請書配布・受付場所：消防防災センター、各公民館、焼津市役所 2F 受付、
大井川市民サービスセンター

【問合先】焼津市役所 地域防災課

焼津市石津 728-2 消防防災センター 2階
Tel : 054-623-2554 Fax : 054-625-0132
Mail : tiikibousai@city.yaizu.lg.jp

感震ブレーカー等設置推進事業

～地震後の火災から家を守る～

《補助内容》

業者に依頼して感震ブレーカー（電気工事が必要な分電盤タイプ）を設置する世帯に対して、予算の範囲内において補助金を交付します。

《補助上限》

感震ブレーカーを設置する費用の3分の2（上限2万円）

【標準例】 設置費用 27,500円（税込）のうち 補助額 18,000円

注記）設置費用は家庭の電気環境により、異なる場合があります。

《対象者》

焼津市内に家を持つ又は居住する世帯

（過去にこのサービスを使った世帯を除く）

《設置業者》

下記の組合のどちらかに加盟している、焼津市又は藤枝市の業者

○志太榛原電気工事事業協同組合

○静岡県電機商業組合

※設置業者一覧表は市HPに掲載しています。

《申請期限》

令和6年1月31日（水） ※予算額に達し次第終了します。

《申請書配布・受付場所》

消防防災センター2階・地域防災課窓口、焼津市役所2F受付、
大井川市民サービスセンター、各公民館、市HP



▲市HP

《申込の流れ》

0. 設置業者に見積を依頼する。



※見積を依頼する業者は、設置業者一覧からお選びください。

1. 補助金交付申請書、見積書の写しを地域防災課に提出。



補助金交付**決定**通知到着

2. 設置業者に工事を依頼。工事後に、完了報告書、工事前・後の写真、領収書の写しを地域防災課に提出。



補助金交付**確定**通知到着

3. 補助金請求書を地域防災課に提出

請求から30日以内に支払

【問合先】 焼津市役所 地域防災課 焼津市石津 728-2 消防防災センター2階

Tel : 054-623-2554 Fax : 054-625-0132

Mail : tiikibousai@city.yaizu.lg.jp